

株式会社商工組合中央金庫法第一二二条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例の読み替表

株式会社商工組合中央金庫法第二二三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の特例 1

株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の特例 6

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）の特例 8

株式会社(以下「本会社」といいます。)は、
 株式会社(以下「子会社」といいます。)の繰り戻し損益を算入するための勘定(以下「子会社
 金 融 手
 一|十世 収 益|資本|金利)の貸借表【貸 | 借】
 経営戦略部

帳 面 額	帳 面 額
(基本的項目)	(基本的項目)

第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスト・ウェイト債券（第三十三条から第三十五条まで及び第三十七条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとす

<p>る場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウェイト債券を除く。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。</p> <p>~~五 （略）</p> <p>2 ~ 6 （略）</p> <p>（補完的項目）</p> <p>第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレ</p>	<p>る。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。</p> <p>~~五 （略）</p> <p>2 ~ 6 （略）</p> <p>（補完的項目）</p> <p>第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレ</p>
---	--

ーシヨナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内に なつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

— その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及びリスクリート・ウエイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)
2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

ーシヨナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内に なつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

— その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)
2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金(零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。)及び新株権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一一五 (略)

2 ~ 7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。)、その他有価証券評価差損(財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。)及び新株予約権の合計額から次に掲げる額の合計額を控除したものとする。

一一五 (略)

2 ~ 7 (略)

(補完的項目)

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母(内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十三条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及

びオペレーシヨナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零りスク・ウエイト債券を除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

びオペレーシヨナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号口に掲げる額については、第百三十三条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二～五 (略)

2・3 (略)

株式会社商工組合中央金庫法の施行に關し定める件（平成二十年財務省告示第一号）の特例の読み替表【第一条関係】

金融庁
財務省告示第一号
経済産業省

読み替前	読み替後
<p style="text-align: center;">（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいつ。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第一項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。以下「特例告示」という。）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、特例告示第一条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条とする。）に定める基本的項目の額をいつ。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいつ。以下同じ。）の合計額とする。</p>	<p style="text-align: center;">（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいつ。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第一項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいつ。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八條に定める補完的項目の額をいつ。以下同じ。）の合計額とする。</p>

2・3 (略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、連結基本的項目の額（自己資本比率告示第五条（特例告示第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、特例告示第一条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第五条とする。）に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び連結及び連結補完的項目の額（自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2・5 (略)

2・3 (略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、連結基本的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び連結補完的項目の額（自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2・5 (略)

經濟産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第一項第五句^{1)、第八十四條第三項²⁾及び第八十六條の規定に據り、自己資本の状況等について經濟産業大臣、財務大臣及び金庫法監査官が定める事項（平成二十一年財務省告示第111号）の特例の該当表【第二条関係】}

該当後	該当前
(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・經濟産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、株式会社商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁・財務省・經濟産業省告示第六号）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えた自己資本比率告示において使用する用語の例による。	(定義) 第一条 この告示において使用する用語は、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・經濟産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。